

の申込手続きが必要となります。

6.解約金
(1) 契約者が、本サービスを両社が指定する期間外に解約する場合、両社が別途定める解約金が生じます。
(2) 前項の定めにかかわらず、両社が別途定めるサービスへの変更については、前項の解約金は発生いたしません。

7.本サービスの一時的中断・利用停止等

理由の如何を問わず、本サービスに一時的中断、利用中止または利用停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません(契約期間の進行が停止するものではありません)。

8.本サービスの変更・廃止等

両社は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービスの全部または一部の変更、追加、中止または廃止ができるものとします。

9.免責

(1) 両社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
(2) いかなる場合においても両社は、本サービスの提供に関し、以下に定める契約者または第三者に生じた損害については一切責任を負わないものとします。

別紙「**別紙(提供条件及び割引額)**」

エネトピアグループ電気料金割引プラン(1)	
対象サービス	エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ
提供条件	・対象サービスを3年間継続利用すること
割引額	165円(税込)/月
契約の期間	3年
解約金	5,400円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から3年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合(※) (※) 転居等を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・本サービスは36か月間の定期契約です。解約のお申し出が限り限り、36か月ごとの自動更新となります。 ・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。

エネトピアグループ電気料金割引プラン(2)	
対象サービス	エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ
提供条件	・新たに対象サービスの提供を受けること ・対象サービスを3年間継続利用すること
割引額	330円(税込)/月
契約の期間	3年
解約金	10,800円
解約金の適用除外	・契約者が急遽での転居等やむを得ない事由で対象サービスの利用を停止する場合(※) ・両社がやむを得ない事由と判断する場合 (※) 転居等を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。

エネトピアグループ電気料金割引プラン(3)	
対象サービス	エネトピアグループ電気サービス契約Ⅲ
提供条件	・両社との需給契約を3年間以上継続していること ・対象サービスを1年間以上ご利用中であること
割引額	330円(税込)/月
契約の期間	3年
注意事項	・割引後の電気料金が0円以下になる場合においても、割引額は翌月に引継ぎません。 ・契約の期間内に対象サービスから他のサービス(従量電灯A、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅱ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅳ、エネトピアグループ電気サービス契約Ⅴ)に変更した場合、本プランの適用を停止いたします。

●お問い合わせ先

enetopia 680-0932 鳥取県鳥取市五反田町6	エネトピアでんきインフォメーションセンター	☎0120-50-8820
	鳥取ガス株式会社	☎0570-04-8811
	鳥取ガス産業株式会社	☎0570-04-8822
	平日・休日問わず 09:00～19:00	平日・休日問わず 09:00～19:00
	9:00～19:00(日・祝は17:00まで)	9:00～19:00(日・祝は17:00まで)
	※12/31～1/3は除く	※12/31～1/3は除く

内容は2020年11月1日現在のものと、予告なく変更される場合があります。

2022.05

- 8 -

- イ 両社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
- ロ 両社の予見の無きにかかわらず、特別の事情から生じた損害

【附則】

1.本規約の実施期日
本規約は2019年10月1日より実施するものとします。
2.本規約の実施に伴う切替措置
2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金に適用される別紙(提供条件及び割引額)の割引額については、別紙(提供条件及び割引額)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ エネトピアグループ電気料金割引プラン(1)	
割引額	162円(税込)/月
ロ エネトピアグループ電気料金割引プラン(2)	
割引額	324円(税込)/月
ハ エネトピアグループ電気料金割引プラン(3)	
割引額	324円(税込)/月

enetopia[®]

エネトピアでんきサービス利用規約集

エネトピアの電気サービスをご利用にあたっての利用規約です。必ずご一読ください。

enetopia[®]

エネトピアでんきサービス利用規約集

エネトピアの電気サービスをご利用にあたっての利用規約です。必ずご一読ください。

enetopiaでんき

エネトピアでんきサービス利用規約集

エネトピアの電気サービスをご利用にあたっての利用規約です。必ずご一読ください。

- 1 -

- 二 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- ホ 自己または自己の代表者等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ヘ 自己または自己の代表者等が、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辭を用いていこと。

【 X その他】

- 48.託送約款における需要者に関する規定の遵守
両社と需給契約を締結するお客さまは、託送約款における需要者に関する規定を遵守していただきます。
- 49.個人情報等の保護
両社は、お客さまの個人情報と両社が定める「個人情報のお取り扱いについて」にもとづき適切に取り扱います。
- 50.著作権等
(1)両社のWebサイト等が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は両社に帰属します。
(2)お客さまが、両社と需給契約を締結することにより得られる一切の情報を、両社またはこれらの情報を関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲をこえる目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかを問わず自ら行ご、および第三者をして行わせることは法律により、禁じられています。

- 51.広告電子メール等の送信等
(1)両社は、お客さまに対して需給契約に関連する取引内容の説明、利用料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際、広告宣伝や付随的に含まれる電気メールの送信を行うことがあります。
(2)両社は、お客さまに対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等(サンプル、試品の配送その他の提供を含みます。以下本条にて同じ。)を行うことまたは電話をすることがあります。
(3)お客さまは、両社からの広告電子メールの送信または前項所述の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、両社所定の方法にて両社に通知することにより、両社からの広告電子メールの送信もしくはは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

- 52.準拠法
本約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。
- 53.合意管轄
お客さまと両社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてといたします。

- 【附則】
- 1.本約款の実施期日
本約款は、2019年10月1日から実施します。
 - 2.消費税法の改正にともなう経過措置
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年11月28日法律第68号)第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則(平成24年8月22日法律第68号)第5条第2項の適用を受け、2019年9月30日以前から需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金(2019年10月1日以降初めに当社が支払いを受ける権利が確定する日)が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令(平成28年11月28日政令第358号)第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則(平成26年9月30日政令第317号)第4条第2項で定める部分に限ります。)の算定における別表2(燃料費調整)の基準単価については、別表2(燃料費調整)(2)にからず、次のとおりといたします。

1.料金表により最低料金が適用される契約種別の場合 基準単価は、次のとおりといたします。		
基本料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円61銭3線(税込)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭1線(税込)

(2) (1)以外の場合の基準単価は、次のとおりといたします。	
1キロワット時につき	24銭1線(税込)

- 3.需要場所についての特別措置
- (1)適用
特別設備(3)で定義するところによります。)が施設された区域または部分のお客さまから、この特別措置の適用の申出がある場合は、両社および一般送配電事業者との協議の結果、本条約款の他の定めによらず、託送供給等約款にもとづき、特別に需要場所を定めることがあります。
- (2)工事費の負担
前項にもない一般送配電事業者が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、本約款の他の定めにかかわらず、託送供給等約款にもとづき本小売電気事業者が一般送配電事業者から請求を受け、両社が本小売電気事業者から請求を受ける工事費の全額を工事費負担金としてお客さまが負担するものとしします。
- (3)特別設備は、以下のものをいいます。
イ 急速充電設備等
電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。
ロ 認定発電設備等
電気事業法施行規則附則第17条第1項第2項に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備等その他これに準ずるもの。

- 4.記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置
1か月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間(以下「移行期間」という)における30分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における30分ごとの使用電力量として計量し、移行期間に比べて得られる値とし、移行期間の使用電力量を使用電力量ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区ごとに計量された使用電力量をそれぞれ時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。

- 【別表】
- 1.再生可能エネルギー発電促進賦課金
(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電

- の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」という)および回可逆回費単価等々を定める告示により定める。
- (2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める賦課金の額の算定対象となる電気料金に適用いたします。
(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから両社による旨を申し出されていたことに基づき再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用された電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1)にかかわらず、(1)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定められた割合を乗じてえた金額(以下「減免額」という)を差し引いたものとしします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- 2.燃料費調整
(1)燃料費調整額の算定
イ 平均燃料価格:原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定される値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。
平均燃料価格=A \times α+B \times β+C \times γ
A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均天然ガス価格
α=0.1543 β=0.1322 γ=0.9371
なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
ロ 燃料費調整単価:燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
(イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合
燃料費調整単価=(26,000円- 平均燃料価格) \times (2)の基準価格/1,000
(ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合
燃料費調整単価=(平均燃料価格- 26,000円) \times (2)の基準価格/1,000
ハ 燃料費調整単価の適用:各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間とお客さまの請求期間に応じて適用いたします。
(イ)各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間と、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の 1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日まで)	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

- 二 燃料費調整額:燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

- 2.基準単価
基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とします。
従量制単価の場合
イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合
基準単価は、次のとおりといたします。

基本料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0線(税込)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘(税込)

ロ イ以外の場合の基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	24銭5厘(税込)
------------	-----------

電気料金プラン約款

電気料金プラン約款(以下「本約款」という)は、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)の電気サービスク(以下「電気需給約款」という)。なお、両社が電気需給約款を変更した場合には、変更後の電気需給約款によります。)にもとづき、電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。

- 1.実施時期
本約款は、2019年10月1日より実施いたします。

2.約款の変更

- (1)両社は、本約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (2)消費税および地方消費税の税率が変わった場合には、両社は、変更された税率にもとづき、本約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (3)本約款を変更するときには、両社は、変更内容のみをお客さまへお知らせいたします。

- 3.電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満)
(1)適用範囲
①両社または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
イ 使用する最大容量(以下「最大需要容量」という)が6キロボルトアンペア未満であること。
ロ 1需要場所において複数の契約種別を契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ハ 1需要場所において複数の契約種別を契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状況、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

- (2)最大需要容量
最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることこの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によります。

- 4.電灯需要(契約電力6キロワット以上)
(1)適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
イ 契約電力が6キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であること。ただし、お客さまが新たに電気の供給を希望される際は、一般送配電事業者の定めるみし契約電力が6キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であることとします。

- 2.契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
- 3.契約電力
契約電力は、次によって定めます。
イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。
(イ)新たに電気の供給を受けている場合または高圧で電気の供給を受けているお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日の前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受けている前月からお客さまが同一の需要場所でも社の供給設備により電気の供給を受けている場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合にはみません。
(ロ)契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以前の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力で前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力のうち前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- (イ)契約負荷設備を減少される場合等て、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします)は、契約負荷設備および一般送配電事業者の定める主閉閉器の定格電力量とに基づいて算定された値等を基準として、お客さまと両社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日の前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと両社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと両社との協議によって定めた値を上回る場合といたします)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

- ロ 料金の算定期間における最大使用電力は、記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量の最大値を倍した値といたします。

- 5.供給電方式、供給電圧および周波数
供給電方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電方式および供給電圧については、一般送配電事業者の供給設備の状況等から両社または一般送配電事業者が技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流三相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

- 6.払戻金等および検針結果に関する発行手数料
(1)お客さまが払戻しで料金を支払われる場合等の払戻票等発行手数料は、次のとおりといたします。
1契約につき : 330円(税込)
(2)お客さまの希望により、両社が検針の結果等を画面でお知らせする場合の発行手数料は、次のとおりといたします。
1契約1通につき : 165円(税込)
- 7.日割計算
(1)両社は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合、契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、電気需給約款15(料金の算定および算定期間)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検料の基

- 準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。
イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(4) (日割計算の基本算式)イ(イ)によって日割計算をいたします。
ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(4) (日割計算の基本算式)イ(ロ)により算定いたします。
ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます)は、(4) (日割計算の基本算式)イ(ハ)によって日割計算をいたします。
ニ (1)により算定された場合は、これに準じて算定いたします。

- (2)電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合、契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数に開始日を含み、消滅日を除きます。また、契約種別、契約負荷設備、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更の日より、日割適用いたします。
- (3)両社は、日割計算する場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
- (4)日割計算の基本算式
イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
(イ)基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割する場合
1月の該当料金 \times (日割計算対象日数/検針期間の日数)
ただし、(1)イに該当する場合は、(日割計算対象日数/検針期間)の日数は、(日割計算対象日数/暦日数)といたします。
(ロ)日割計算に応じて電力量料金を算定する場合
A (1)イまたはロの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
B (1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (ハ)日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合
A (1)イまたはロの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
B (1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- 8.料金適用上の電力量区分の日割計算する場合の基本算式
(1)料金適用上の電力量区分を日割りする場合は次のとおりといたします。

- イ 基本算式
最低料金適用電力量
=15キロワット時 \times (日割計算対象日数/検針期間の日数)
なお、最低料金適用電力量とは、7(日割計算)イ(イ)により算定された最低料金の量または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。
第1段階料金適用電力量
=105キロワット時 \times (日割計算対象日数/検針期間の日数)
なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
第2段階料金適用電力量
=180キロワット時 \times (日割計算対象日数/検針期間の日数)
なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
ロ イによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- ハ 7 (日割計算) (1)に該当する場合は、イの(日割計算対象日数/検針期間の日数)は、(日割計算対象日数/暦日数)といたします。

- 9.季節区分および時間帯区分
(1)季節区分および時間帯区分
イ 季節区分は、次のとおりといたします。
(イ)夏季:毎年7月1日から9月30日まで期間をいいます。
(ロ)その他季:毎年10月1日から翌年の6月30日まで期間をいいます。
ロ 時間帯区分は、次のとおりといたします。
(イ)デイタイム:毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。ただし、休日及び土曜日(以下「休日」という)の該当する時間を除きます。
(ロ)ナイトタイム:デイタイムおよびホリデータイム以外の時間をいいます。

- 10.契約種別
(1)従量電灯A
(イ)適用条件
3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当する需要に適用いたします。
ロ 料金
料金は、その1月の使用電力量にもとづき次のとおり算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)による算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表1(燃料費調整)イ(イ)によって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	337円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円59銭

ハ 日割計算

両社は、7(日割計算)によって日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、8(料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本形式)によるものといたします。

(2) エネトピアグループ電気サービス契約II(以下「電気サービスII」という)

イ 適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIIの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)Iによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)IIによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)Iによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)IIによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	227円37銭	
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭	
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭	
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき		29円59銭

ハ 日割計算

両社は、7(日割計算)によって日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、8(料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本形式)によるものといたします。

(3) エネトピアグループ電気サービス契約III(以下「電気サービスIII」という)

イ 適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIIIの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)Iによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)IIによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)Iによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)IIによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	25円78銭
------------	--------

(ロ) 最低月額料金

(イ)によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	1,650円00銭
--------	-----------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- 電気供給を開始した場合の開始日から直後の検査日の前日までの期間
- 需給契約が消滅した場合の直前の検査日から消滅日の前日までの期間
- 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

(4) エネトピアグループ電気サービス契約IV(以下「電気サービスIV」という)

イ 適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))の適用範囲に該当し、9(季節区分および時間帯区分)に定めるデタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要)をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。で、お客さまが1年を通じてこの電気サービスIVの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)Iによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)IIによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)Iによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)IIによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(1) デイタイム

デタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	40円96銭	37円21銭

(2) ナイトタイム

1キロワット時につき	18円21銭
------------	--------

(3) ホリデータイム

1キロワット時につき	18円21銭
------------	--------

(ロ) 最低月額料金

(イ)によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	1,650円00銭
--------	-----------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- 電気供給を開始した場合の開始日から直後の検査日の前日までの期間
- 需給契約が消滅した場合の直前の検査日から消滅日の前日までの期間
- 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

(ハ) 使用電力量の計量および算定

(1) 料金の算定期間における使用電力量は、原則として記録型計量器により計量し、次の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。)を合計した値といたします。

- 1月のナイトタイムの使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月のデタイムの使用電力量およびその1月のホリデータイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- 料金の算定期間に7月1日が含まれる場合には、夏季のデタイムの使用電力量は、その期間におけるデタイムの使用電力量からその期間におけるその他季のデタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。
- 料金の算定期間に10月1日が含まれる場合には、その他季のデタイムの使用電力量は、その期間におけるデタイムの使用電力量からその期間における夏季のデタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

- 電気需給約款16(検査)で一般送配電事業者が計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、検査を行なわなかったときの使用電力量は、前回の検査の結果によるものとし、次回の検査の結果の1か月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季とも含まれる場合には、その1月のデタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。

- 電気需給約款16(検査)で一般送配電事業者が特別な事情がある場合、検査を行なわなかったときの使用電力量は、原則として前回の検査の結果の1か月平均値によるものとし、次回の検査の結果の1か月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季とも含まれる場合には、その1月のデタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。
- 30分ごとの使用電力量の単位は、最小単位といたします。
- 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) エネトピアグループ電気サービス契約V(以下「電気サービスV」という)

イ 適用条件

3(電灯需要(最大需要容量6キロボルトアンペア未満))または4(電灯需要(契約電力6キロワット以上))の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが1年を通じてこの電気サービスVの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

- 夜(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」という)または(オ)フビーク蓄熱式電気温水器)に定める小型機器(以下「オフビーク蓄熱式電気温水器」という)を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフビーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること。

- 9(季節区分および時間帯区分)に定めるデタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。)であること。

- お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際は、一般送配電事業者の定めるみし契約電力が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において複数の契約種別を契約する場合は、みし契約電力と契約電力が50キロワット未満であること。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)Iによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)IIによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)Iによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2(燃料費調整)(1)IIによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロワットまで 上記をこえる1キロワットにつき	1,650円00銭 407円00銭
---------------------------------------	----------------------

(ロ) 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(1) デイタイム

デタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円68銭	30円62銭

(2) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(3) ホリデータイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(4) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(5) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(6) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(7) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(8) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(9) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(10) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(11) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(12) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(13) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(14) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(15) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(16) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(17) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(18) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(19) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(20) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(21) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(22) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(23) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(24) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(25) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(26) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(27) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(28) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(29) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(30) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(31) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(32) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(33) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(34) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(35) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(36) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(37) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(38) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(39) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(40) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(41) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(42) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(43) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(44) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(45) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(46) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(47) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(48) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(49) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(50) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(51) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(52) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(53) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(54) ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

(55) ナイトタイム

||
||
||